

ケーブルテレビジョンサービス契約約款

第1節 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）およびその他の法令に従い、当社が定めるケーブルテレビジョンサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、ケーブルテレビジョンサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を、当社とケーブルテレビジョンサービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
集合共同引込	加入者引込線1回線から、3世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人、または法人
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
当社施設	本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設
加入者施設	本施設のうち、保安器の出力端子以降全ての施設
タップオフ	本施設の線路に送られた電磁波を分岐する機器であって、受信者端子にもっとも近接するもの
引込端子	タップオフの端子であって、引込線を接続するためのもの（タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む）
引込線	タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル
保安器	加入者宅内への落雷および直流の侵入を防止するため、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
受信者端子	本施設の端子であって、有線テレビジョン放送の受信設備に接するもの
受信機	加入者のテレビ、ステレオ、録画機器等
セットトップボックス	当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器
STB	デジタル録画機能のついていないセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品
Hit Pot	デジタル録画機能のついたセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品
DVD-Hit Pot	DVDドライブ内蔵のHit Pot
BD-Hit Pot	Blu-rayドライブ内蔵のHit Pot

用語	用語の意味
Hit Pot等	Hit Pot、DVD-Hit PotおよびBD-Hit Pot
B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
C-CASカード	専門チャンネル用ICカード
CASカード	B-CASカードおよびC-CASカード
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（サービス品目）

本サービスの提供するサービス品目は次のとおりとします。

サービス品目
マックス、ビッグ、アルファエース、ミニ、施設利用サービス

2. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第5条（オプションサービス種目）

オプションサービスのサービス種目は次のとおりとします。

サービス種目
J SPORTS 4 HD、テレ朝チャンネル1、東映チャンネル HD、衛星劇場 HD、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、TBSチャンネル1・2セット、クラシカ・ジャパン、フジテレビ ワンツーセット、フジテレビ ワンツーネクスト、フジテレビNEXT、グリーンチャンネルHDおよびグリーンチャンネル2 HD、KBS World、Mnet、KNTV HD、FOXクラシック、TAKARAZUKA SKY STAGE、DATV、CNN/US HD、イマジカBS・映画、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラス、WOWOW、スターチャンネル、番組案内誌

2. 当社は、サービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第6条（お得パック・お得パック with タブレット）

お得パック・お得パック with タブレットの提供条件を満たし、かつ別に定めるお得パック・お得パック with タブレット利用規約を承諾した加入者には、お得パック・お得パック with タブレット利用規約に定める利用料金が適用されます。

第7条（提供区域）

当社は、別表の1.に記載するとおり、総務大臣に申請した区域において本サービスを提供します。

2. 前項に定める本サービス提供区域の詳細は、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとします。

第2節 利用契約

第8条（利用契約の単位と有効期間）

利用契約の締結は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線によ

り加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とする）毎とします。なお集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

2. 利用契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。
3. 前項において契約を更新された場合、当社は、セットトップボックスに挿入されているCASカードに対し放送を視聴可能とする情報を送信します。当該情報を正常に受信することにより、引き続きサービスを利用できるものとします。

第9条（利用契約の申し込み）

申込者は、本約款を承認の上、当社が別に定める加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者
- (2) 利用を希望するサービス品目およびオプションサービス種目
- (3) その他必要事項

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第10条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合
- (2) 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 本サービスの提供が著しく困難である場合
- (4) その他、利用契約締結が不相当である場合

2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第11条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. セットトップボックスが設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。ただし、サービス品目のうち、施設利用サービスの場合は、本施設が設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第12条（加入申込書記載事項の変更）第3項の規定により特定のサービス品目が追加されたときは、当該サービス品目の利用にセットトップボックスが設置された日を、当該サービス品目の利用開始日と定めます。

第3節 契約事項の変更

第12条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

3. 加入者は、特定のサービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. 加入者は、加入者が複数のサービス品目を利用している場合、毎月末日付にて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
5. 当社は、第10条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第4項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
6. 第1項、第3項および第4項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、当該契約変更日とします。第2項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、当該契約変更日とします。また、第1項、第3項ただし書きおよび第4項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
7. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第13条（名義変更）

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- （1）加入者の改称
- （2）承継
- （3）譲渡

2. 前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第14条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、第13条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第15条（設置場所の変更）

加入者は、セットトップボックス、加入者施設、および当社施設のうちの引込線施設について、設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
 - （1）加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
 - （2）当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合。
3. 当社が特に認める場合に限り、本施設およびセットトップボックスの設置場所の変更に伴う作業を加入者本人が行えるものとします。

第4節 本サービス提供の停止等

第 16 条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- (1) 第 21 条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
- (2) 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (3) 第 41 条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）の規定に違反した場合
- (4) その他、加入者が本契約または利用規約等に違反する等、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合

2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 17 条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- (1) 本施設の保守上または工事上やむをえない場合
- (2) 本施設に障害が生じた場合
- (3) 天災地変
- (4) 放送衛星、通信衛星の機能停止
- (5) その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 5 節 利用契約の解除

第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）

加入者は、第 8 条（利用契約の単位と有効期間）第 2 項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、前項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第 19 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条（利用契約の単位と有効期間）第 2 項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 16 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
- (2) 第 35 条（オプションサービスの停止）第 1 項の規定により特定のオプションサービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
- (3) 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
- (4) 加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約

された場合

2. 当社は、加入者が第 16 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、第 1 項および第 2 項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第 1 項および第 2 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第 6 節 料金等

第 20 条（料金等）

料金等は、別表に定めるとおりとします。また、お得パック with タブレットの利用料金は、お得パック・お得パック with タブレット利用規約に定めるとおりとします。

2. 加入者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
3. 当社は、別表に定める料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の 1 ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービスを利用している加入者に、その旨を告知します。

第 21 条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、第 20 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第 12 条（加入申込書記載事項の変更）の規定により、加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 20 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、利用料金の支払い義務は、第 11 条（利用契約の成立と利用開始日）第 2 項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、オプションサービス料金の支払い義務は、第 34 条（オプションサービス利用の申し込み）第 4 項に規定する当該オプションサービスの利用開始日に発生するものとします。
4. 料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第 25 条（施設の設置および費用負担）、第 26 条（施設の移設および費用負担）、あるいは第 27 条（施設の撤去および費用負担）に規定する施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
5. 第 16 条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
6. 第 17 条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、チャンネルの全てが停止することにより、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して、月のうち連続 10 日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し、当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第 22 条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて、加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。

3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
4. 加入者は、当社が加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとします。

第23条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

第19条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第19条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第24条（遅延損害金）

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第7節 施設

第25条（施設の設置および費用負担）

当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

2. 加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
4. 集合共同引込の建物内においては、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第26条（施設の移設および費用負担）

当社が、第15条（設置場所の変更）第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設およびセットトップボックスを移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。ただし、第15条（設置場所の変更）第3項の規定により、加入者が移設の作業を行ったときはこの限りではありません。

2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第27条（施設の撤去および費用負担）

第18条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第19条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了したときは、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者

はその撤去費用を負担するものとします。ただし、当社の「放送サービス契約約款」に基づき契約され、本サービスへ契約を変更された加入者についてはこの限りではありません。

第 28 条（責任事項）

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、第 17 条（当社が行う本サービス提供の休止）第 1 項の規定により、当社のサービス提供が休止することがあることを承認するものとします。

第 29 条（設置場所の無償使用）

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第 30 条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第 31 条（故障）

本サービスに異常が生じた場合、加入者は受信機の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、受信機に起因する受信異常については、この限りではありません。

2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第 32 条（STB）

加入者は、STB を当社より購入または別表の 2. に定める STB のレンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。ただし、サービス品目のうちマックスを利用する場合、加入者は第 33 条（Hit Pot 等）に定める Hit Pot 等の貸与を受けるものとし、STB の貸与を受けることはできません。なお、付属の CAS カードの取り扱いについては、第 44 条（B-CAS カードおよび C-CAS カードの取り扱いについて）の規定によるものとします。

2. 前項により、加入者が当社より購入した STB（以下「当社販売 STB」といいます。）の所有権は、第 21 条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社はその当社販売 STB が設置された日から 24 ヶ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が当社販売 STB を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社販売 STB を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。
3. 第 1 項により、加入者が当社より貸与を受ける STB について故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が当社より貸与を受ける STB を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、加入者は STB の交換を請求できません。
4. 第 1 項により、当社より STB の貸与を受ける加入者は、第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項、第 19 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める利用終了日、および第 12 条（加入申込書記載事項の変更）第 6 項に規定する契約変更日に、当社に STB を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により STB を破損もしくは紛失し、または返

還しない場合、加入者は、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

5. 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
6. 加入者は、当社が提供するSTB以外のSTBを使用して本サービスを利用することはできません。なお、第2項の規定にかかわらず、当社は、譲渡された当社販売STBについて一切保証しないものとします。

第33条 (Hit Pot等)

- 加入者は、Hit PotおよびBD-Hit Pot(以下「BD-Hit Pot等」といいます。)を当社より購入、または別表の2.に定めるHit Potのレンタル料、またはBD-Hit Potのレンタル料(以下「BD-Hit Potレンタル料等」といいます。)を支払うことで貸与を受けることができます。なお、加入者は、DVD-Hit Potを当社より新規で購入または貸与を受けることはできませんが、現在DVD-Hit Potを当社より購入または貸与を受け使用している加入者は、引き続き、同形態にて使用することができます。
2. サービス品目のうちマックスを利用する場合には、当社よりBD-Hit Pot等の貸与を受けるものとします。ただし、既にHit Pot等を購入した加入者、または貸与を受けている加入者は、引き続き、同形態にて利用することができます。なお、サービス品目のうちマックスの利用料金には、Hit Potレンタル料等が含まれます。
 3. 第1項および前項の場合における、付属のCASカードの取り扱いについては、第44条(B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて)の規定によるものとします。
 4. 第1項により、加入者が当社より購入したHit Pot等(以下「当社販売Hit Pot等」といいます。)の所有権は、第21条(加入者の支払い義務)に定める料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社は、その当社販売Hit Pot等が設置された日から24ヵ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が当社販売Hit Pot等を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社販売Hit Pot等を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。
 5. 第1項および第2項により、加入者が当社より貸与を受けるHit Pot等について故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が当社より貸与を受けるHit Pot等を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、加入者はHit Pot等の交換を請求できません。
 6. 第1項および第2項により、当社よりHit Pot等の貸与を受ける加入者は、第18条(加入者が行う利用契約の解約)第2項、第19条(当社が行う利用契約の解除)第4項に定める利用終了日、および第12条(加入申込書記載事項の変更)第6項に規定する契約変更日に当社にHit Pot等を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失によりHit Potを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
 7. 加入者は、当社が必要に応じて行うHit Pot等のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
 8. Hit Pot等を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約からHit Pot等の通信機能を利用できない場合があることに同意するものとします。
 9. Hit Pot等の通信機能を利用する加入者は、Hit Pot等の技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は、加入者の責任において行うものとします。
 10. 加入者は、当社が提供するHit Pot等以外のHit Pot等を使用して本サービスを利用することはできません。なお、第4項の規定にかかわらず、当社は、譲渡された当社販売Hit Pot等について一切保証しないものとします。

11. 第4項および第5項の規定によりHit Pot等について当社が定める必要な措置を講ずる場合、および第6項の規定により加入者がHit Pot等を当社に返還する場合には、加入者の責任においてあらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該Hit Pot等の記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

第8節 オプションサービス

第34条（オプションサービス利用の申し込み）

加入者は、第5条（オプションサービス種目）に規定するオプションサービス種目の利用を申し込むことができます。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第9条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、この限りではありません。

2. 加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。また、加入者の利用するサービス品目により、特定のオプションサービス種目を申し込みできない場合があります。なお、申し込みの可否については、別表の4.に定めるとおりとします。
3. 当社は、第10条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
4. 当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した日、および第9条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は第11条（利用契約の成立と利用開始日）第2項に規定する本サービスの利用開始日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

第35条（オプションサービスの停止）

当社は、加入者が第16条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止することがあります。

2. 当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第36条（オプションサービスの休止）

当社は、第17条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を休止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第37条（オプションサービスの解約）

オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。ただし、「番組案内誌」については、解約希望日が属する月の14日までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。

2. 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該オプションサービス解約日として取り扱います。また、当該オプションサービス解約日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
3. 第18条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第19条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により本サービスの利用契約が解約・解除された場合は、前項の規定に

かかわらず、本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものと取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

第 38 条（オプションサービスの廃止）

当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第 39 条（オプションサービスにおける約款の適用）

オプションサービスに関しては、本節の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては前節までの条項に準じて取り扱うものとします。

第 9 節 雑則

第 40 条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 41 条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的に、または家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第 42 条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第 16 条（当社が行う本サービス提供の停止）、第 17 条（当社が行う本サービス提供の休止）、第 45 条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 第 13 条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が、第 41 条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
5. 加入者が、本約款もしくは利用規約等に違反し、または、本サービスの利用に伴う故意もしくは過失により、当社または第三者に対して損害を与えた場合、加入者は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。
6. 第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項および第 19 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日本放送協会（以下「NHK」といいます。）の受信料（衛星契約を含む）、株式会社WOWOWの視聴料が

払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

7. 当社は、視聴状態の確認を行うために、第40条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックスと電気信号による通信を行うことができるものとします。
8. 当社は、Hit Pot等の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合、および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第33条（Hit Pot等）第11項に定める通り、故障の措置や返還に伴い、当該Hit Pot等に記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。
9. 当社は、加入者が、Hit Pot等の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

第43条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任を負わないものとします。

第44条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2. C-CASカードを必要とするセットトップボックスを利用する加入者は、セットトップボックスの購入、貸与の別にかかわらず、セットトップボックス1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、セットトップボックスの解約または契約の解除後は、速やかにC-CASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返還を請求することができるものとします。
3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意または過失によりCASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合には、加入者は別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第45条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。
3. 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第12条（加入申込書記載事項の変更）第1項の規定に基づき、別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更し、または利用契約を解除するものとします。
4. 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し、当該サービス品目を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。

第46条（国内法への準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 47 条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

- （１）当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- （２）一括加入、業務用等については別に定めます。
- （３）本約款は、2016 年 10 月 1 日より施行します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）
 【一般用（「集合住宅一括契約用」および「施設利用サービス サポートプラン for MANSION LAN用」を除く）】

1. 提供区域
 (略)

2. サービス品目と月額利用料金

(1) 月額利用料金

		サービス品目				
		マックス (*1)	ビッグ (*2)	アルファ エース (*3)	ミニ (*4)	施設利用 サービス
1 契約ごと		—	—	—	—	800 円 /台
通常個別契約 1 台目		—	3,700 円 /台	3,100 円 /台	800 円 /台	—
2 台目以降 1 台ごと (*5)		—	1,500 円 /台	1,500 円 /台	0 円 /台	—
BD-Hit Pot で利用 する場合	1 台目	8,800 円 /台	—	—	—	—
DVD-Hit Pot で利用 する場合(*15)		8,400 円 /台	—	—	—	—
Hit Pot で利用する 場合		7,900 円 /台	—	—	—	—
BD-Hit Pot で利用 する場合	2 台目 以降 (*5)	4,400 円 /台	—	—	—	—
DVD-Hit Pot で利用 する場合(*15)		4,200 円 /台	—	—	—	—
Hit Pot で利用する 場合		3,950 円 /台	—	—	—	—

(2) セットトップボックス月額レンタル料

セットトップボックス	月額レンタル料金
BD-Hit Pot	2,900 円/台
DVD-Hit Pot	2,500 円/台
Hit Pot	2,000 円/台
STB	1,100 円/台

3. 特定のサービスを合わせて契約している場合の月額利用料金

○まとめて割引

加入者が特定のサービスを合わせて契約している場合の割引額は、以下のとおりとします。
 なお、本約款の別表記載の 2. (1)、ケーブルインターネットサービス契約約款の別表記載の 2. (1) および KDDI 株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第 1 (基本利用料) 2 (料金額) に掲げる定額利用料 (1,330 円) の合計額から割引くものとします。また、まとめて割引は、一加入者につき、以下に定めるサービス品目の 1 台目に対してのみ適用されるものとします。

対象となるサービス品目の組み合わせ	サービス品目		
	マックス (*1)		
	BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot	Hit Pot
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ 160 (*7) または かっとびワイド または かっとびプラス および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話 (*6) を合わせて契約している場合の割引額	-1,000 円	-1,000 円	-1,000 円
ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話 (*6) を合わせて契約している場合の割引額	-500 円	-500 円	-500 円
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ 160 (*7) または かっとびワイド または かっとびプラス を合わせて契約している場合の割引額	-500 円	-500 円	-500 円

対象となるサービス品目の組み合わせ	サービス品目	
	ビッグ (*2)	アルファエース (*3)
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ 160 (*7) または かっとびワイド または かっとびプラス および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話 (*6) を合わせて契約している場合の割引額	-800 円	-600 円
ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話 (*6) を合わせて契約している場合の割引額	-200 円	-200 円
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ 160 (*7) または かっとびワイド または かっとびプラス を合わせて契約している場合の割引額	-200 円	-200 円

対象となるサービス品目の組み合わせおよび台数	サービス品目
	ミニ (*4)
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ 160 (*7) および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話 (*6) を 合わせて契約している場合の割引額	-400 円
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ 160 (*7) を 合わせて契約している場合の割引額	-200 円

4. サービス品目別の提供オプションサービス種目と月額利用料金
 (●印のオプションサービスを提供しています。)

オプションサービス種目	月額 利用料金	サービス品目				施設利 用サー ビス
		マック ス	ビッグ	アルフ ア エース	ミニ	
J SPORTS 4 HD	1,300円/台	●	●	●	●	—
テレ朝チャンネル1	600円/台	— (*8)	●	●	●	—
東映チャンネル HD	1,500円/台	●	●	●	●	—
衛星劇場 HD	2,000円/台	●	●	●	●	—
TBSチャンネル1	600円/台	— (*8)	— (*9)	●	●	—
TBSチャンネル2	600円/台	— (*8)	— (*9)	●	●	—
TBSチャンネル1・2セット	1,000円/台	— (*8)	— (*9)	●	●	—
クラシカ・ジャパン	2,500円/台	●	●	●	●	—
フジテレビ ワンツーセット (*10)	1,000円/台	— (*8)	●	●	●	—
フジテレビ ワンツーネクスト	1,500円/台	—	●	●	●	—
フジテレビNEXT	1,200円/台	● (*13)	●	●	●	—
グリーンチャンネルHD グリーンチャンネル2HD	1,200円/台	●	●	●	●	—
KBS World	700円/台	— (*8)	●	●	●	—
Mnet (*14)	2,000円/台	●	●	●	●	—
KNTV HD	3,000円/台	●	●	●	●	—
FOXクラシック	715円/台	— (*8)	●	●	●	—
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,500円/台	●	●	●	●	—
DATV	2,381円/台	●	●	●	●	—
CNN/US HD	2,000円/台	●	●	●	●	—
イマジカBS・映画	700円/台	— (*8)	●	●	●	—

オプションサービス種目	月額 利用料金	サービス品目				
		マックス	ビッグ	アルファ エース	ミニ	施設利用サービス
FOXスポーツ&エンターテイメント	950円/台	— (*8)	— (*9)	●	●	—
日テレプラス	900円/台	— (*8)	— (*9)	●	●	—
WOWOW(*11)	—	●	●	●	●	—
スターチャンネル	2,300円/台	●	●	●	●	—
番組案内誌	200円/冊	● (*12)	●	●	●	●

5. 工事費用
別途見積

6. 機器損害金

品名	機器損害金（課税対象外）
BD-Hit Pot	90,000円/台
DVD-Hit Pot	70,000円/台
Hit Pot	50,000円/台
STB	30,000円/台
B-CAS カード	2,000円/枚
C-CAS カード	2,500円/枚

※(*1)マックスにはHit Pot等、(*2)ビッグ、(*3)アルファエース、(*4)ミニ、にはセットトップボックスの設置が必要です。

※基本サービスを2台以上利用する場合、利用料金の最も高いサービスを1台目とし、2台目以降の料金は、別表(*5)の料金を適用します。

※(*6)KDDI株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第1（基本利用料）2（料金額）に掲げる定額利用料（1,330円）が含まれます。

※(*7)かっとびメガ160は、建物設備状況の都合によりご提供できない場合があります。

※(*8)マックスでは、あらかじめサービス内容として、テレ朝チャンネル1、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビワンツーセット、KBS World、FOXクラシック、イマジカBS・映画、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラスが含まれているため、これらについては、別途お申し込みいただくことなくご視聴いただけます。

※(*9)ビッグでは、あらかじめサービス内容として、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラスが含まれているため、これらについては、別途お申し込みいただくことなくご視聴いただけます。

※(*11)WOWOWのお申し込みには、別途申込書の提出が必要です。

※(*12)マックスでは、利用料金にあらかじめ1冊分の料金を含みます。

※(*13)マックスの場合、1,000円/台となります。

※(*14)2015年3月末までにMnetにご契約済みの方は、2015年4月以降も月額利用料金は、1,500円(税抜)/台です。

附則

(1) 加入者施設または建物基本契約の定めによって、特定のサービス品目をご利用いただけ

ない場合があります。

- (2) NHKの受信料(衛星契約を含む)、株式会社WOWOWの視聴料はNHKまたは株式会社WOWOWからのご請求となります。
- (3) (*10)フジテレビ ワンツーセット、(*15) DVD-Hit Potの新規、変更、追加申し込みは終了しています。
- (4) 本サービスの加入促進、デジタル化の促進を目的として、別表の2.、別表の3.に定める利用料金、別表の4.に定めるオプションサービス料金、別表の5.に定める工事費用を減額する場合があります。

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）
【集合住宅一括契約用】

1. 提供区域
(略)

2. サービス品目と月額利用料金

(1) 月額利用料金

	サービス品目			
	マックス (*1)	ビッグ (*2)	アルファ エース (*3)	ミニ (*4)
1台目	-	2,300円 /台	-	0円 /台
2台目以降1台ごと(*13)	-	1,500円 /台	1,500円 /台	0円 /台
STB レンタル料 1台目	-	0円 /台	-	0円 /台
STB レンタル料 2台目以降1台ごと	-	1,100円 /台	1,100円 /台	1,100円 /台
Hit Pot レンタル料 1台目	-	900円 /台	-	900円 /台
Hit Pot レンタル料 2台目以降1台ごと	-	2,000円 /台	2,000円 /台	2,000円 /台
DVD-Hit Pot レンタル料 1台目(*12)	-	1,400円 /台	-	1,400円 /台
DVD-Hit Pot レンタル料 2台目以降1台ごと(*12)	-	2,500円 /台	2,500円 /台	2,500円 /台
BD-Hit Pot レンタル料 1台目	-	1,800円 /台	-	1,800円 /台
BD-Hit Pot レンタル料 2台目以降1台ごと	-	2,900円 /台	2,900円 /台	2,900円 /台
Hit Pot で利用する場合 1台目	5,400円 /台	-	-	-
DVD-Hit Pot で利用する場合 1台目(*12)	5,900円 /台	-	-	-
BD-Hit Pot で利用する場合 1台目	6,300円 /台	-	-	-
Hit Pot で利用する場合 2台目以降1台ごと	3,950円 /台	-	-	-
DVD-Hit Pot で利用する場合 2台目以降1台ごと(*12)	4,200円 /台	-	-	-
BD-Hit Pot で利用する場合 2台目以降1台ごと	4,400円 /台	-	-	-

(2) サービス品目別の提供オプションサービス種目（●印のオプションサービスを提供しています。）

オプションサービス種目	月額利用料金	サービス品目			
		マックス	ビッグ	アルファエース	ミニ
J SPORTS 4 HD	1,300 円/台	●	●	●	●
テレ朝チャンネル1	600 円/台	— (*5)	●	●	●
東映チャンネル HD	1,500 円/台	●	●	●	●
衛星劇場 HD	2,000 円/台	●	●	●	●
TBSチャンネル1	600 円/台	— (*5)	— (*6)	●	●
TBSチャンネル2	600 円/台	— (*5)	— (*6)	●	●
TBSチャンネル1・2セット	1,000 円/台	— (*5)	— (*6)	●	●
クラシカ・ジャパン	2,500 円/台	●	●	●	●
フジテレビ ワンツーセット(*7)	1,000 円/台	— (*5)	●	●	●
フジテレビ ワンツーネクスト	1,500 円/台	—	●	●	●
フジテレビNEXT	1,200 円/台	● (*10)	●	●	●
グリーンチャンネルHD グリーンチャンネル2HD	1,200 円/台	●	●	●	●
KBS World	700 円/台	— (*5)	●	●	●
Mnet(*11)	2,000 円/台	●	●	●	●
KNTV HD	3,000 円/台	●	●	●	●
FOXクラシック	715 円/台	— (*5)	●	●	●
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,500 円/台	●	●	●	●
DATV	2,381 円/台	●	●	●	●
CNN/US HD	2,000 円/台	●	●	●	●
イマジカBS・映画	600 円/台 700 円/台	— (*5)	●	●	●

オプションサービス種目	月額利用料金	サービス品目			
		マックス	ビッグ	アルファエース	ミニ
FOXスポーツ&エンターテイメント	950 円/台	— (*5)	— (*6)	●	●
日テレプラス	900 円/台	— (*5)	— (*6)	●	●
WOWOW(*8)	—	●	●	●	●
スターチャンネル	2,300 円/台	●	●	●	●
番組案内誌	200 円/冊	● (*9)	●	●	●

(3) 販売価格 (1台目は購入不可)

セットトップボックス	販売価格
BD-Hit Pot	137,000 円/台
Hit Pot	83,000 円/台
STB	49,500 円/台

※基本サービスを2台以上利用する場合、STBで利用するミニを1台目とします。また、STBで利用するミニを含まない場合は、利用料金(レンタル料を含む)の最も高いサービス品目を1台目とします。

※(*1)マックスにはHit Pot等、(*2)ビッグ、(*3)アルファエース、(*4)ミニにはセットトップボックスの設置が必要です。

※(*5)マックスには、あらかじめサービス内容として、テレ朝チャンネル1、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビワンツーセット、KBS World、FOXクラシック、イマジカBS・映画、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラスが含まれているため、これらについては、別途お申し込みいただくことなくご視聴いただけます。

※(*6)ビッグでは、あらかじめサービス内容として、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラスが含まれているため、これらについては、別途お申し込みいただくことなくご視聴いただけます。

※(*8)WOWOWのお申し込みには、別途申込書の提出が必要です。

※(*9)マックスでは、利用料金にあらかじめ1冊分の料金を含みます。

※(*10)マックスの場合、1,000円/台となります。

※(*11)2015年3月末までにMnetにご契約済みの方は、2015年4月以降も月額利用料金は、1,500円(税抜)/台です。

附則

- (1) 加入者施設または建物基本契約の定めによって、特定のサービス品目をご利用いただけない場合があります。
- (2) NHKの受信料(衛星契約を含む)は、月額利用料金には含まれていません。
- (3) 株式会社WOWOWの視聴料は株式会社WOWOWからのご請求となります。
- (4) (*7)フジテレビワンツーセット、(*12)DVD-Hit Potの新規、変更、追加申し込みは終了しています。

3. 工事費用
別途見積

4. 機器損害金

品名	機器損害金（課税対象外）
BD-Hit Pot	90,000 円/台
DVD-Hit Pot	70,000 円/台
Hit Pot	50,000 円/台
STB	30,000 円/台
B-CAS カード	2,000 円/枚
C-CAS カード	2,500 円/枚

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとしします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとしします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとしします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとしします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとしします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとしします。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）
【施設利用サービス サポートプラン for MANSION LAN用】

1. 提供区域
(略)

2. サービス品目と月額利用料金

(1) 基本コース

①月額利用料金

		サービス品目				
		マックス (*1)	ビッグ (*2)	アルファ エース (*3)	ミニ (*4)	施設利用 サービス
1 契約ごと		—	—	—	—	800 円 /台
通常個別契約 1 台目		—	3,700 円 /台	3,100 円 /台	800 円 /台	—
2 台目以降 1 台ごと (*5)		—	1,500 円 /台	1,500 円 /台	0 円 /台	—
BD-Hit Pot で利用 する場合	1 台目	8,800 円 /台	—	—	—	—
DVD-Hit Pot で利用 する場合(*15)		8,400 円 /台	—	—	—	—
Hit Pot で利用する 場合		7,900 円 /台	—	—	—	—
BD-Hit Pot で利用 する場合	2 台目 以降 (*5)	4,400 円 /台	—	—	—	—
DVD-Hit Pot で利用 する場合(*15)		4,200 円 /台	—	—	—	—
Hit Pot で利用する 場合		3,950 円 /台	—	—	—	—

②セットトップボックス月額レンタル料

セットトップボックス	月額レンタル料金
BD-Hit Pot	2,900 円/台
DVD-Hit Pot	2,500 円/台
Hit Pot	2,000 円/台
STB	1,100 円/台

(2) MANSION LAN3年コース

加入者が「MANSION LAN3年コース」に関する特約に同意される場合の月額利用料金は、以下のとおりとします。

MANSION LAN3年コース								
マックス(*1)			ビッグ(*2)			アルファエース(*3)		
BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot	Hit Pot	BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot	Hit Pot	BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot	Hit Pot
			(レンタル)			(レンタル)		

7,240円	6,840円	6,440円	5,200円	4,800円	4,400円	4,600円	4,200円	3,800円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

3. 特定のサービスを合わせて契約している場合の月額利用料金

○まとめて割引

加入者が特定のサービスを合わせて契約している場合の割引額は、以下のとおりとします。なお、本約款の別表記載の2.(1)、ケーブルインターネットサービス契約約款の別表記載の2.(1)およびKDDI株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第1(基本利用料)2(料金額)に掲げる定額利用料(1,330円)の合計額から割引くものとします。また、まとめて割引は、一加入者につき、以下に定めるサービス品目の1台目に対してのみ適用されるものとします。

対象となるサービス品目の組み合わせ	サービス品目		
	マックス(*1)		
	BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot	Hit Pot
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160(*7)または かっとびワイド または かっとびプラス および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話(*6) を合わせて契約している場合の割引額	-1,000円	-1,000円	-1,000円
ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話(*6) を合わせて契約している場合の割引額	-500円	-500円	-500円
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160(*7)または かっとびワイド または かっとびプラス を合わせて契約している場合の割引額	-500円	-500円	-500円

対象となるサービス品目の組み合わせ	サービス品目	
	ビッグ(*2)	アルファエース(*3)
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160(*7)または かっとびワイド または かっとびプラス および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話(*6) を合わせて契約している場合の割引額	-800円	-600円
ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話(*6) を合わせて契約している場合の割引額	-200円	-200円
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160(*7)または かっとびワイド または かっとびプラス を合わせて契約している場合の割引額	-200円	-200円

対象となるサービス品目の組み合わせおよび台数	サービス品目
	ミニ (*4)
ケーブルインターネットサービス契約約款 かつとびメガ 160 (*7) および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話 (*6) を合わせて契約している場合の割引額	-400 円
ケーブルインターネットサービス契約約款 かつとびメガ 160 (*7) を合わせて契約している場合の割引額	-200 円

4. サービス品目別の提供オプションサービス種目と月額利用料金

(●印のオプションサービスを提供しています。)

オプションサービス種目	月額 利用料金	サービス品目					施設利用サービス
		マックス	ビッグ	アルファ エース	ミニ		
J SPORTS 4 HD	1,300 円/台	●	●	●	●	—	
テレ朝チャンネル 1	600 円/台	— (*8)	●	●	●	—	
東映チャンネル HD	1,500 円/台	●	●	●	●	—	
衛星劇場 HD	2,000 円/台	●	●	●	●	—	
TBSチャンネル 1	600 円/台	— (*8)	— (*9)	●	●	—	
TBSチャンネル 2	600 円/台	— (*8)	— (*9)	●	●	—	
TBSチャンネル 1・2セット	1,000 円/台	— (*8)	— (*9)	●	●	—	
クラシカ・ジャパン	2,500 円/台	●	●	●	●	—	
フジテレビ ワンツーセット (*10)	1,000 円/台	— (*8)	●	●	●	—	
フジテレビ ワンツーネクスト	1,500 円/台	—	●	●	●	—	
フジテレビNEXT	1,200 円/台	● (*13)	●	●	●	—	
グリーンチャンネルHD グリーンチャンネル2 HD	1,200 円/台	●	●	●	●	—	
KBS World	700 円/台	— (*8)	●	●	●	—	
Mnet (*14)	2,000 円/台	●	●	●	●	—	
KNTV HD	3,000 円/台	●	●	●	●	—	

オプションサービス種目	月額 利用料金	サービス品目				
		マックス	ビッグ	アルファ エース	ミニ	施設利用サービス
FOXクラシック	715円/台	— (*8)	●	●	●	—
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,500円/台	●	●	●	●	—
DATV	2,381円/台	●	●	●	●	—
CNN/US HD	2,000円/台	●	●	●	●	—
イマジカBS・映画	700円/台	— (*8)	●	●	●	—
FOXスポーツ&エンターテイメント	950円/台	— (*8)	— (*9)	●	●	—
日テレプラス	900円/台	— (*8)	— (*9)	●	●	—
WOWOW(*11)	—	●	●	●	●	—
スターチャンネル	2,300円/台	●	●	●	●	—
番組案内誌	200円/冊	● (*12)	●	●	●	●

5. 工事費用
別途見積

6. 機器損害金

品名	機器損害金（課税対象外）
BD-Hit Pot	90,000円/台
DVD-Hit Pot	70,000円/台
Hit Pot	50,000円/台
STB	30,000円/台
B-CAS カード	2,000円/枚
C-CAS カード	2,500円/枚

※(*1)マックスにはHit Pot等、(*2)ビッグ、(*3)アルファエース、(*4)ミニ、にはセットトップボックスの設置が必要です。

※基本サービスを2台以上利用する場合、利用料金の最も高いサービスを1台目とし、2台目以降の料金は、別表(*5)の料金を適用します。

※(*6)KDDI株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第1（基本利用料）2（料金額）に掲げる定額利用料（1,330円）が含まれます。

※(*7)かつびメガ160は、建物設備状況の都合によりご提供できない場合があります。

※(*8)マックスでは、あらかじめサービス内容として、テレ朝チャンネル1、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビ ワンツーセット、KBS World、FOXクラシック、イマジカBS・映画、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラスが含まれているため、これらについては、別途お申し込みいただくことなくご視聴いただけます。

- ※(*9) ビッグでは、あらかじめサービス内容として、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラスが含まれているため、これらについては、別途お申し込みいただくことなくご視聴いただけます。
- ※(*11) WOWOWのお申し込みには、別途申込書の提出が必要です。
- ※(*12) マックスでは、利用料金にあらかじめ1冊分の料金を含みます。
- ※(*13) マックスの場合、1,000円/台となります。
- ※(*14) 2015年3月末までにMnetにご契約済みの方は、2015年4月以降も月額利用料金は、1,500円(税抜)/台です。

附則

- (1) 加入者施設または建物基本契約の定めによって、特定のサービス品目をご利用いただけない場合があります。
- (2) NHKの受信料(衛星契約を含む)、株式会社WOWOWの視聴料はNHKまたは株式会社WOWOWからのご請求となります。
- (3) (*10) フジテレビ ワンツーセット、(*15) DVD-Hit Potの新規、変更、追加申し込みは終了しています。
- (4) 本サービスの加入促進、デジタル化の促進を目的として、別表の2.、別表の3.に定める利用料金、別表の4.に定めるオプションサービス料金、別表の5.に定める工事費用を減額する場合があります。

●「MANSION LAN3年コース」に関する特約

1. (申し込み)

- (1) 「施設利用サービス サポートプラン for MANSION LAN」契約の物件に居住している場合、かつ、別表の2.(2)に定める要件を満たす場合、加入者は「MANSION LAN3年コース」を申し込むことができます。なお「MANSION LAN3年コース」は、一加入者につき、別表の2.(2)に定めるサービス品目の1台目に対してのみ申込ができるものとし、一加入者が当該「MANSION LAN3年コース」を複数申し込むことはできません。
- (2) 「MANSION LAN3年コース」と以下のサービスを合わせて申し込むことはできません。
 - ・ お得パック・お得パック with タブレット利用規約に定める「お得パック」
 - ・ お得パック・お得パック with タブレット利用規約に定める「お得パック with タブレット」
- (3) 「MANSION LAN3年コース」の契約期間中は、別表の3.(1)「まとめて割引」が適用されることはありません。

2. (契約期間)

- (1) 「MANSION LAN3年コース」の契約期間は以下の表に定める通りとします。

品目名	契約期間
MANSION LAN3年コース	3年

- (2) 契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3. (月額利用料金)

「MANSION LAN3年コース」の加入者が支払う月額利用料金は別表の2.(2).に定めるとおりとします。なお、別表の2.(2).に定める月額利用料金には、Hit Pot等レンタル料が含まれています。

4. (支払方法)

「MANSION LAN3年コース」の加入者は、別表の2（2）. に定める月額利用料金を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとし、その他の方法で支払うことはできません。ただし、当社が定める一定期間、当社への遅延なき支払い（本約款に基づく支払いに限らない）を継続した加入者については、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとし、ます。

5. （加入者が行う「MANSION LAN3年コース」の一時停止）

加入者が別表の2（2）. に定めるサービス品目の一時停止を行う場合、当該一時停止の期間と同期間、本特約の2.（契約期間）に定める契約期間が延長されるものとし、ます。

6. （更新）

（1） 「MANSION LAN3年コース」の契約期間が満了した場合、「MANSION LAN3年コース」の契約は満了日の翌日から同期間更新するものとし、ます。ただし、満了日の属する月に、加入者より「MANSION LAN3年コース」の契約の解約の申し出がある場合は、この限りではありません。

（2） 加入者が別表の2（2）. に定めるサービス品目等の変更を行う場合、変更後のサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日が「MANSION LAN3年コース」の新たな契約開始日になるものとし、ます。

7. （解除）

加入者が「MANSION LAN3年コース」の申し込み後、本特約の1.（申し込み）に定める申し込み要件を満たさなくなった場合、当社は「MANSION LAN3年コース」の契約を解除し、ます。

8. （解約）

「MANSION LAN3年コース」の契約の満了日の属する月以外の日「MANSION LAN3年コース」の契約の解約が行われる場合、加入者は「MANSION LAN3年コース」に係る解約料9,500円（税抜）を支払うものとし、ます。なお、加入者が「MANSION LAN3年コース」解約後も、引き続き本サービスの利用を継続する場合、加入者は別表の2.（1）または別表の3. に定める月額利用料金を支払うものとし、ます。

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとし、ます。

2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとし、ます。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとし、ます。

3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとし、ます。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとし、ます。

4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとし、ます。